

(別添1)

平成25年8月5日

各都道府県多重債務者相談担当部局長

各都道府県商工担当部局長

殿

多重債務者対策本部

日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会

日本司法支援センター

「多重債務者相談強化キャンペーン2013」に関する協力について（依頼）

平成19年4月、深刻化する多重債務問題を抜本的に解決するため、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、直ちに取り組むべき網羅的な施策がとりまとめられました。全国の自治体における相談窓口の整備については、本「プログラム」に基づき、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成19年12月10日～16日実施）、平成20～24年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成20～24年の9月1日～12月31日実施）等を経て、着実に取組みが進められているところです。

平成22年6月18日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行されました。完全施行後の状況としては、貸金業から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数は平成18年度と比べて減少しているなど、相応の効果があつたものと評価されるところです。こうしたことから、現時点で制度につき直ちに見直すべき点はないと考えられますが、一方で、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設の相談窓口の認知度向上等を目的として、本年度も引き続き、平成25年9月1日～12月31日までのキャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体（全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会）が共同で無料相談会の開催その他の取組みを行う「多重債務者相談強化キャンペーン2013」を、別添の通り実施することといたしました。この中で、特に、メンタルヘルスや家計管理支援への対応、生活再建のためのセーフティネット制度の紹介、事業者向け相談の受付け等を行うことと併せて、いわゆる「偽装質屋」を含むヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化等の利用防止に係る周知・広報を行うこととしております。

各都道府県におかれましては、キャンペーンの実施にあたり、趣旨にご理解賜り、是非、積極的なご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、無料相談会を含むキャンペーン期間中の取組みについては、各都道府県のお求めに応じ、各財務局・支局及び沖縄総合事務局において最大限の協力をいたしますので、必要があれば、お声掛けください。

本件に関する問い合わせ先

金融庁総務企画局信用制度参事官室

赤星、山本

TEL : 03-3506-7040

FAX : 03-3505-6236